

平成22年度 募集要項

宇都宮市事業所内保育施設 設置促進事業 補助金

～ 事業所内保育施設の設置を検討されている事業主の皆様へ ～

宇都宮市では、仕事と子育ての両立支援を図り、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進するため、市内において新たに事業所内保育施設を設置する事業主に対し、設置費用の一部を補助します。

1 事業所内保育施設とは

事業主及び事業主団体（複数の事業主による任意団体）が、自ら又は共同で宇都宮市内に新たに設置する施設で、その雇用する労働者の子ども（0歳から就学前）の保育を行う施設です。

2 補助の内容

補助の対象となる経費	補助率	補助限度額
新たに事業所内保育施設を設置する場合における次の経費（土地の取得及び整地、既存建築物の取り壊しの費用を除く） ① 施設の新築、所有する建築物又は賃借する建築物の増改築に要する費用のうち、建築費、工事費及び設計監理料 ② 施設の購入に要する費用 ③ 一品の単価が1万円以上の備品及び保育遊具の購入に要する費用	対象経費の総額の 1/2	500万円

3 対象となる事業主

市内に新たに保育施設を設置する次の要件をすべて満たす事業主（複数の事業主が共同で設置する場合は、いずれの事業者においても同じ）

- ① 市内に事業所があること
- ② 雇用保険の適用事業主であること
- ③ 次世代育成支援対策法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法の規定により、管轄の都道府県労働局に届け出ていること
（常時雇用する労働者が300人以下の事業主を除く。）
- ④ 育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律に沿った育児休業制度を労働協約又は就業規則に定めていること
（常時雇用する労働者が10人未満の事業主を除く。）
- ⑤ 市税を滞納していないこと

4 対象となる保育施設

新たに設置される保育施設で下記の要件をすべて満たすもの

区 分	要 件
① 保育施設の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児の定員が5人以上10人未満であること ・ 総面積が乳幼児1人当たり7㎡以上であること
② 保育施設の構造設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育を行う部屋のほか、調理室及び便所があること ・ 保育室の面積は、2歳未満の乳幼児1人当たり1.65㎡以上、2歳以上の幼児1人当たり1.98㎡以上あること ・ 乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されていること ・ 保育室は、採光及び換気が確保されていること ・ 便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されていること ・ 保育室を2階以上に設ける場合は、児童福祉施設最低基準第32条第8号の基準に適合していること ・ 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、かつ、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること ・ 必要な遊具、保育用品等が備えられていること ・ 必要な医薬品その他の医薬品が備えられていること
③ 保育施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育に従事する者の数が、 0歳児 概ね3人につき1人以上 1歳～2歳児 概ね6人につき1人以上 3歳児 概ね20人につき1人以上 4歳児以上 概ね30人につき1人以上 であること。また、その数が2人以上であること。 ・ 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の保育施設であっては1人）以上が保育士又は看護師の資格を有すること
④ 保育施設の設置場所	<p>次のいずれかに該当するもので、継続的利用が見込まれるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の敷地内、事業所の近接地、労働者の通勤経路、労働者の居住地の近接地
⑤ 保育施設の利用条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は、原則として、事業主等が雇用する労働者（事業主団体にあつては、構成する事業主が雇用する労働者）であること ・ 保育時間は、利用する労働者の労働時間を考慮して設定するなど、利用しやすいものであること ・ 利用者から保育料を徴収する場合には、地域のほかの保育施設に比べて高額にならないなど、適正な価格であること
⑥ その他	<p>原則として、認可外保育施設指導監督基準に適合していること</p>

※ 事業所内保育施設は、児童福祉法上の認可外保育施設に該当しますので、その運営、保育内容などについては、宇都宮市による指導・監督の対象となります。

5 申請手続きの流れ

① 事前相談



- ・ 補助金を受けようとする事業主の方は、交付要件、手続き等について、必ず事前にご相談ください

② 申請書提出



- ・ 事業着手の1ヵ月前までに、「補助金等申請書」に必要書類を添えて、宇都宮市長あてに提出してください。なお、補助金の申請は随時受け付けますが、保育施設の設置工事等が平成23年3月末までに完了するものが対象となります。
- ・ 複数の事業主が共同で申請する場合（事業主団体）は、代表者を定めて、代表者が申請してください。

③ 補助金の交付決定



- ・ 申請内容を審査の上、予算の範囲内で補助金交付の可否を決定し、「補助金等交付決定通知書」により通知します。

④ 事業着手



⑤ 事業完了



⑥ 実績報告



- ・ 補助金の交付決定を受けた事業主は、事業完了後、30日以内に「事業所内保育施設設置促進事業完了報告書」に必要書類添えて提出してください。

⑦ 完了検査



- ・ 現地調査等を行い、内容を審査します。

⑧ 補助金支払い



- ・ 補助金の交付額を確定し、「補助金等決定通知書」により事業主に通知します。
- ・ 決定通知を受けた事業主は、「補助金等交付請求書」を提出してください。
- ・ 補助金を支払います。

⑨ 事業完了

- ・ 事業主は、保育事業を開始したときは、速やかに「保育事業開始届」を提出してください。

※ やむを得ず、保育事業を休止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認が必要になりますので、「保育事業休止・廃止申請書」を提出してください。

また、補助を受けて設置した保育施設や備品等については、市長の承認を受けずに処分することできません。

6 提出書類等

補助金の交付申請には、下記の添付書類が必要になります。

添付書類等	申請時	事業主団体の場合	
		代表者のみ	事業所ごと
法人の登記事項証明書（個人事業主の場合は履歴書）	○	○	
法人代表者の印鑑証明書（個人事業主の場合は、印鑑登録事項証明書）	○	○	
雇用保険の適用事業主であることが確認できる書類	○		○
一般事業主行動計画策定・変更届の写し（労働者が301人以上の場合）	△		△
育児休業制度を規定した労働協約又は就業規則の写し（労働者が10人以上の場合）	△		△
事業主団体の場合、構成事業主の一覧表及び共同であることを証明する書類の写し（事業者間の協定書等）	△	△	
直近の市税を滞納していない旨を証明する納税証明書等	○		○
保育施設の案内図、予定建築物の配置図及び平面図並びに立面図	○	○	
費用の見積書（設計書等）の写し	○	○	
既存建築物を改築する場合は、既存建築物に係る建築基準法第6条第4項に規定による確認済証の写し及び平面図並びに立面図	△	△	
建築物を購入する場合（区分所有を含む）は、購入予定価格書	△	△	
借地に保育施設を設置する場合は、賃貸借契約書及び所有者の建築に関する承諾の写し	△	△	
保育施設を賃借する場合は、賃貸借契約書及び増改築承諾書の写し	△	△	
保育施設の運営に係る事業計画書（利用条件を明らかにする書類、収支計画、利用者数の見込み等）	○	○	
直近の決算書（貸借対照表、損益計算書等）	○		○

- （注） 1 △印は、該当する場合のみ必要になるもの
 2 事業主団体の場合は、代表者が一括して書類を提出してください
 3 原本の写しにあっては、代表者の原本証明を付してください。

【相談・申請・お問い合わせ先】

宇都宮市役所 子ども部 保育課（市役所本庁舎2階・D9窓口）
 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
 電話 028-632-2384 ファクス 028-638-8941
 宇都宮市ホームページアドレス
<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>
 ※ 申請書等がダウンロードできます。トップページから「事業所内保育施設」で検索！